

新建復興支援会議 発言メモ

2011.05.10 みやぎ支部 阿部

[現状と当面のこと]

◆被害の全体像は……

◆復興とみやぎ支部のこと

- なにせ十数名の小さな組織、実働会員も少ない。
→活動の規模は小さくとも、「大きな顔」をしているのが特徴（「重要なこと」だと思う）
- 昨年の40周年の取組の余韻みたいなもの（ゆるやかなつながり）がある。
- 支部として、組織的な動きをすることは無理。…この支援会議が頼り。

◆大震災後二ヶ月目の今

- 「(生者は) 49日が過ぎ、より深い悲しみに…」という見方。一方、復興の掛け声。連休を機に、日常を取り戻そうとする動きが強まる。
9日NHKニュース
住民の申し出による仮設住宅 → 140件(宮城県)
- 主体的な、コミュニティレベルの復興の動きが（南三陸町の集落など）。
しかし、多くの被災地が復興への目途は立たず…。何と今もってガレキの山を縫うよう
- に、食糧を求める長蛇の列…。(石巻市など。私のような者でさえ、憲法25条を意識せざるを得ない)
- 県、市町村による復興計画策定の動き。「早くビジョンを」と「住民主体で」の狭間で…。
→加えて、国交省の大規模コンペ（調査、計画・パターン検討、事業）

◆連携・共同の復興をめざして

・県民レベルの動き：広範な県民への呼びかけが必要

名称：東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

設立日時：2011年5月29日(日) 13時30分～16時00分

会場：仙台国際センター(萩) 規模 300～500人

→新建も支部として参画

・建築、住まい、まちづくり分野のネットワーク形成

→様々な動き。が、簡単にはいかない事情もあり。学会、建築設計・コンサル界の動き

→自由法曹団と新建の勉強会（個人的には下記の取組をしながら、輪を広げ、例えば兵庫県震災復興研究センターのような仕組みづくりができたらと思っています）

◆復旧・復興（計画）への警鐘、提言、参画

・まさに“復興災害”を繰り返さないを合言葉に（阪神・淡路大震災復興の教訓）

→支援会議及び会員の力添えが重要（長期を見据えた取組へ「あらたな建築、まちづくり、技術者像を求めて）

◆身近な活動

→仮設住宅居住者支援の活動：仙台市太白区長町230戸約700人

被災者数 (7日現在、警察庁まとめ)

全国合計	死亡	行方不明	避難
14,877	9,960	119,656	
主な都道県			
北海道	1	1,064	
青森	3	1	993
岩手	4,377	3,299	37,482
宮城	8,907	5,978	35,538
秋田			536
山形	2		485
福島	1,529	679	25,372
茨城	23	1	353
栃木	4		530
群馬	1		2,565
埼玉			4,544
千葉	19	2	1,334
東京	7		991
神奈川	4		641
新潟			4,500



主な被害状況



名勝・松島

住宅再建か 景観保全か

「住宅再建か景観保全か」でゆれる名勝
・松島＝4日、本社機から、堀英治撮影

東日本大震災の津波被害からの復興をめぐり、日本の三景の一つ「松島」（宮城県松島町など）が揺れている。津波から身を守るために高台への移転を求めている地元の要望に、国宝級の美しい景観を守るために法規制が立ちはだかる。住宅再建か、景観保全か。担当の文化庁は簡単には判断できずといふ。

「高台に家を」被災住民

東日本大震災の津波被害からの復興をめぐり、日本の三景の一つ「松島」（宮城県松島町など）が揺れている。津波から身を守るために高台への移転を求めている地元の要望に、国宝級の美しい景観を守るために法規制が立ちはだかる。住宅再建か、景観保全か。担当の文化庁は簡単には判断できずといふ。

海を守るために家は建てたくない」「同じように家は建てたくない」「松島」の一つ、桂島（宮城県塩釜市）でノリ養殖業を営む内海茂夫さんは、「松島」はため息をついた。内海さんが約8年前、約150海里で流された。浜辺近くの津波で、50万円のノリ乾燥施設も失った。それでも、養殖定されているからだ。

「高台に家を」被災住民を続けたい。「この年では場所がない」と働く場所はない。行けば桂島では88戸のうち、50戸が全壊した。被災者の多くは漁業を続けるため、より安全な近くの高台に移りたいが、希望は簡単にはない。同島を含む特別名勝「松島」に指



特別名勝・松島
宮城県松島町や塩釜市など2市3町に広がる景勝地。日本三景の一つで、木々が生い茂る大小230余の島々が連なる。江戸時代の俳人・松尾芭蕉は、美しい松島の月を見て「眠ろうとしても眠れなくなった」と「奥の細道」に記した。

1923年に文化財保護法の前身にあたる史跡名勝天然記念物保存法の「名勝」に指定。52年には、海面も含めた約1万2600haが国宝級の「特別名勝」に指定された。景観保護を目的に建築規制がかけられている。

①

地区内には文化財保護法に基づき、文化庁の指導で県

が作る県保存管理計画で7

段階に分けて建設を制限。

多くの桂島の高台の多く

は、建造物の新築が認めら

れていない「特別保護地

区」と「IA 地区」だ。

高台は規制の壁で新築で

できない。低地は津波の心配

で、復興を調和させる選択肢を

規制は大きな課題。保護と

復興を調和させる選択肢を

規制についての議論は平行線をたどった。

渡辺部長「復興にとって

被災地の「復興優先」の

声に文化財保護の必要性の

訴えがかき消されるといふ

こと。

「残すこと重要」文化庁

被害調査で現地入りしている文化庁の本中真主任調査官は13日、同県塩釜市の渡辺誠一郎教育部長と会談した。「規制についての議論は平行線をたどった。規制は大きな課題。保護と

復興を調和させる選択肢を示してほしい」と本中調査官。「住んでいる方がまず大事だが、特別名勝の価値を守ることを前提とした計画をまとめていた

べきだ」とだきたい。被災地の「復興優先」のとして建設を許可するかを検討すべきだ」と指摘して

（赤田康和）

河北新報のニュースサイト・コレネット

宮城のニュース

「沿岸部の住宅建築禁止」78年前宮城県が独自条例

東日本大震災の津波で沿岸部に甚大な被害を受けた宮城県に戦前、1933年の昭和三陸津波の教訓を生かした独自条例(規則)があった。津波による浸水が予想される沿岸部の住宅建築を原則禁止するという罰則付きの厳しい内容だった。

33年の県公報によると、正式名称は「海嘯罹災地(かいしょりさいち)建築取締規則」。昭和三陸津波の発生から約3カ月後の6月30日に公布、施行されたとみられる。

津波で被災する恐れがある地域内では、知事の認可なく住宅を建築することを禁止。工場や倉庫を建てる場合は「非住家 ココニスンデハ キケンデス」の表示を義務付け、違反者は拘留か科料に処せられるとある。

県私学文書課によると、この取締規則は今は存在しないが、廃止された記録もない。50年の建築基準法施行後、市町村が災害危険区域を指定し、住宅建築を制限できるようになり、役割を終えたと推測される。

現在、県内で災害危険区域を条例で指定しているのは仙台市、南三陸町、丸森町だけ。建築基準法は違反者に50万円以下の罰金を科すことを認めるが、3市町の条例にはいずれも罰則規定はない。過去の教訓は引き継がれなかった。

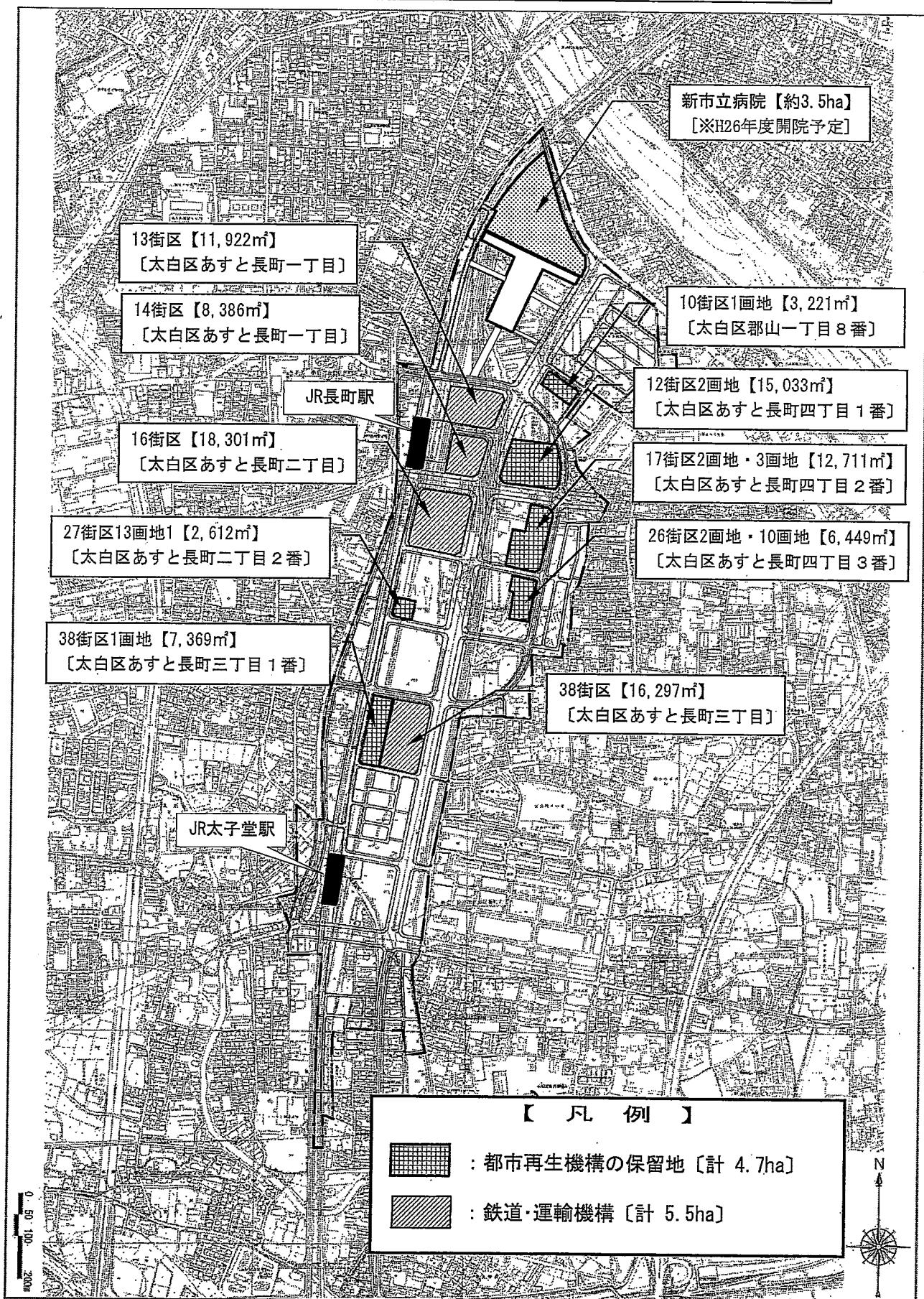
気仙沼市に住む畠山和純県議会議長は「当時は海岸近くに住宅は建てず、みな高台に家を構えたのだろうが、代替わりするうち形骸化したのかもしれない」と分析。「立派な堤防で津波に抵抗しても無駄なことは、今回の震災で身に染みた。今後、防災対策を考える際は、この良き先例に学ぶべきだ」と話している。

2011年04月05日火曜日

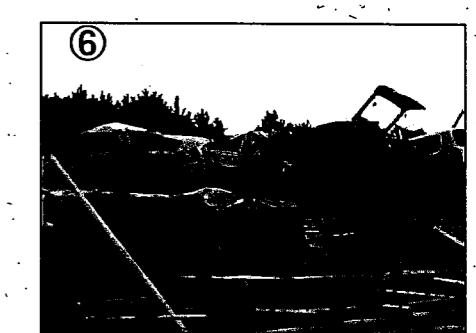
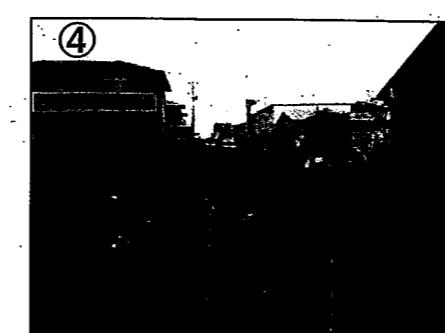
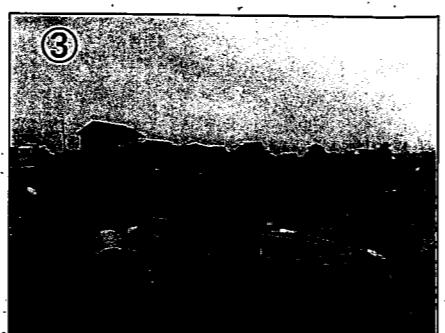
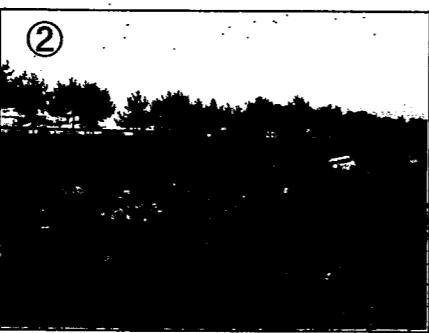
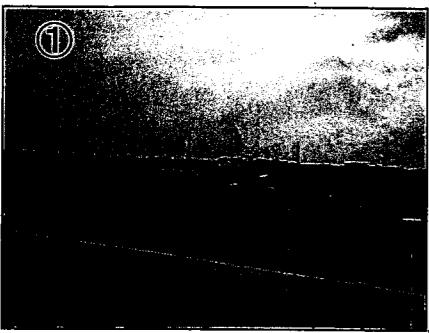
Copyright © The Kahoku Shimpō

仙台市「あすと長町地区」仮設住宅候補地 位置図

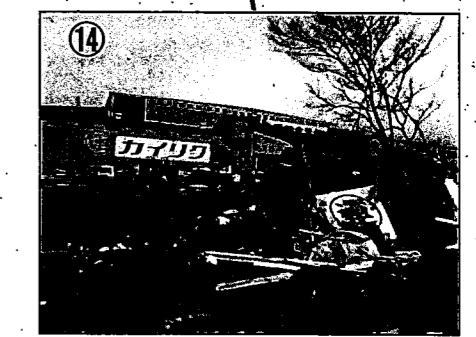
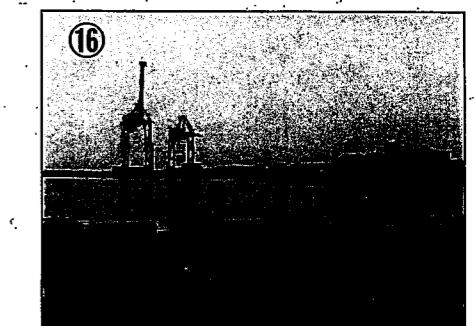
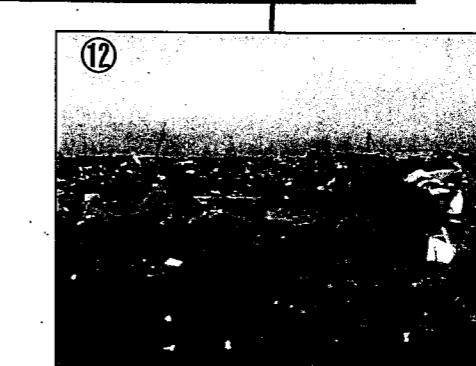
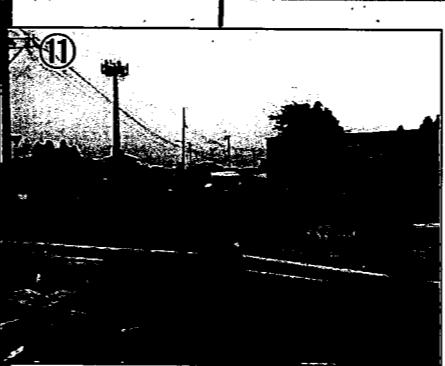
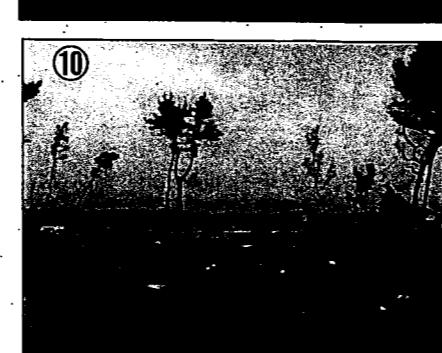
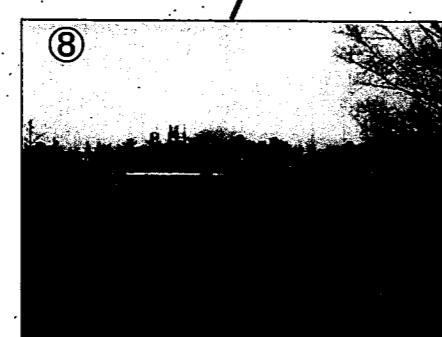
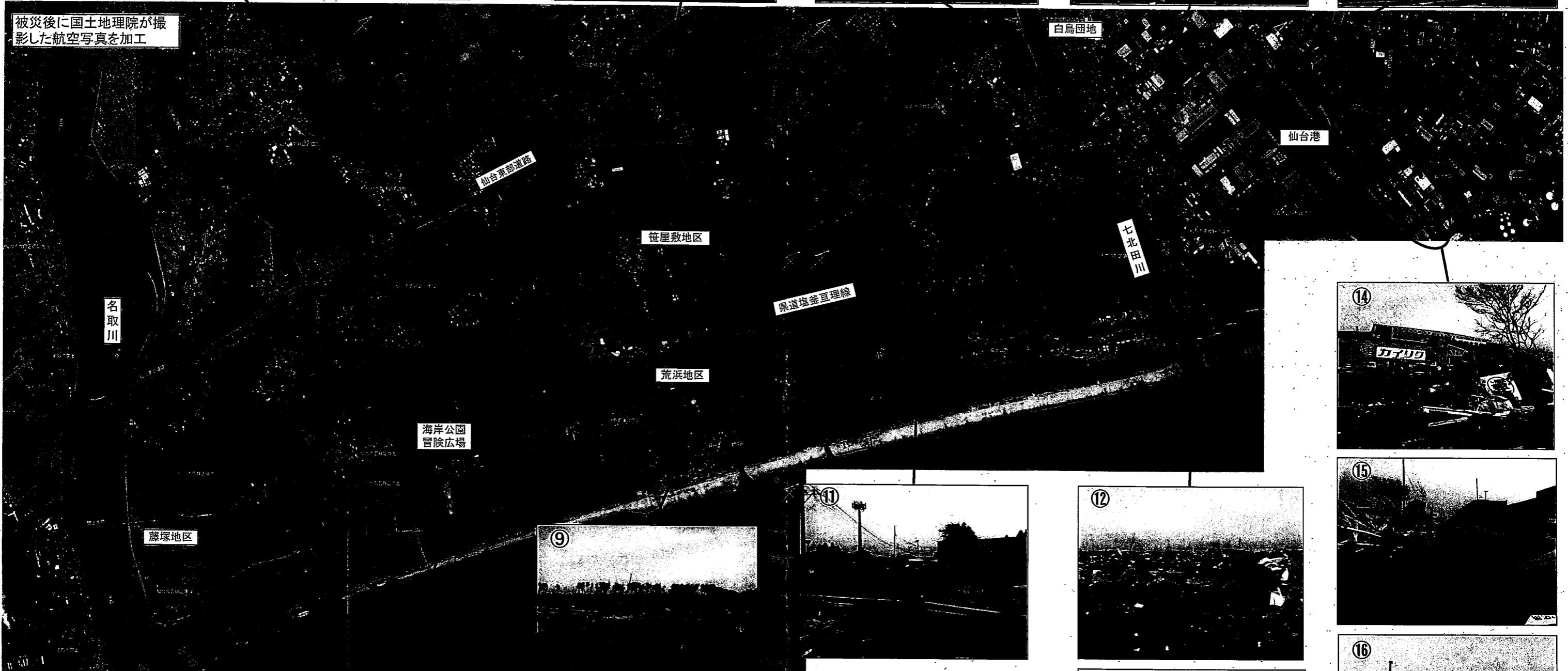
〔平成23年3月22日現在〕

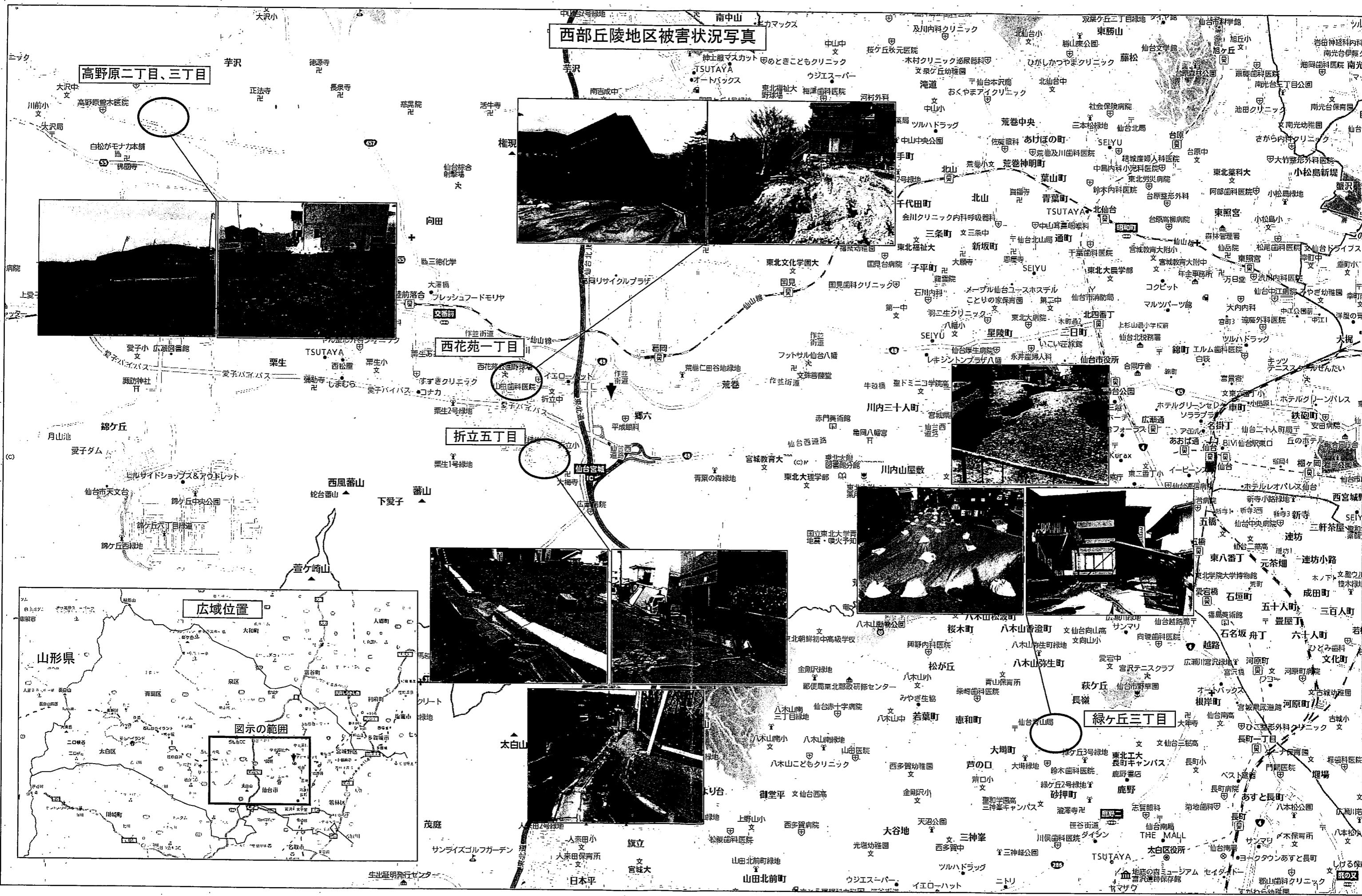


東部地区被害状況写真



被災後に国土地理院が撮影した航空写真を加工





皆さん 元気を出して頑張りましょう！！

3月11日の、千年に一度と言われる 東北関東大震災で 皆さん 大変な被害を受けられて その復旧に連日ご苦労さまです。 また心から お見舞い申し上げます。

当マンションでも、大怪我をされた方もおられます、皆さんのお宅ではいかがでしょうか。
幸い 当マンションは、翌々日の13日(日)夕には、電気が点き それに応じて水道も復旧して 他の被災地の悲惨さを見ると 大変恵まれています。

しかし その後 火災警報の誤報や、水漏れ事故などが 多発して その都度 皆様には ご心配をおかけしておりますが、なんとか 今のところ 少少落ち着きつつあるようです。

あとは ライフラインとしては 都市ガスの復旧を待つだけですが これだけは大分先になりそうです。

さて 当マンション管理組合理事会としまして 今回の地震に関してこれまでに判明した情報を 下記のとおり 皆さまにご報告いたします。

1) 11日、13日、14日夜の火災警報報知の原因について

13階の一室で地震により トイレ用タンクが転倒して水漏れが生じ その水が直下の12階住居まで落下、それを 12階住室内の火災検知器が検知し 警報が報じられたようです。(これは、11日の時)

また 13日と14日の警報発生は 倒れたままのトイレタンクに 水道復旧により そのまま水漏れが再発したため再び警報が発生したものと考えられます。

不運にも、その間 13階フロアの方は 避難退去中だったため、気がつくのが遅くなってしまいました。
現在は その原因と考えられる水漏れも停止したため、このような誤報の発生はないものと考えられます。
なお 検知した火災検知器は近日中に交換予定です。

2) 当マンションの火災警報システムについて

今回の誤報事故で 図らずも 当マンションの火災報知システムの概要が判明しました。

- ① 室内に火災検知器が設置されているのは 11階以上です。10階以下の室内にありません。
- ② 室内で火災検知された場合 その警報は自動的に 検知された階とその上の階のみの、室内と通路のみに 火災発生と避難を促す放送が流れる仕組みです。それ以外には放送されません。
(マンション火災の場合は、上の階にしか 延焼しないための処置だと思われます。)
- ③ 10階以下については 室内にその感知器はなく、もし火災発生の場合は 各共用通路に 1ヶ所ある火災警報器を 手動で押さねばなりません。またその通知放送は 管理人室からの全館放送システムで、マイクを使って行うことになります。

3) 当マンションの耐震性について

平成17年12月8日付で、国土交通省から”マンションの耐震性等についてのQ&Aについて”と題した情報がありましたので、その一部を紹介します。 同省のホームページで見ることができます。

- (10) 現在の建築基準法の耐震基準(新耐震基準)を満たしている建築物は、どの程度の地震に耐えられるのですか？

現行の耐震基準(新耐震基準)は昭和56年6月から適用されていますが、中規模の地震(震度5強程度)に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震(震度6強から震度7程度)に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。

ちなみに 当マンションは 平成6年に建築確認を得ていますので、この基準に適合しています。
しかしながら 絶対大丈夫という保証ではありませんが、まわりの同様マンションをみても、倒壊等は見られず かなり信頼度は高いと考えられます。 あとは 自分で判断するしかありません。

4) 3月19日予定の大規模修繕工事説明会の中止について

今般の大震災により このまま本工事を実施する状況にはありません。また 関係業者の方方も それぞれ甚大な被害を受けておられ いまだに連絡も充分にとれていません。さらに あらたに耐震診断や耐震改修の必要性も検討しなければならないと考えております。これらについては 専門家の意見をよく聞かねばなりませんので、本工事説明会は当面中止することと致しました。ご了解ください。

お願い ① まだまだ余震は続きますので、頭上からの落下物には 充分注意してください。

② 隣近所とのお声がけにより お互いの安否確認を継続されますようお願いいたします。

③ ガス元栓の全閉を再確認願います。

④ 長期に留守にする時、水道栓閉止と、電気ブレーカーを落とすことを忘れないでください。